

二月朔日、松平右京大夫輝高、天明元年十二月朔日、松平河内守康福、天明八年十二月朔日、牧野越中守定長、寛政二年十二月十一日、鳥井丹波守忠意、寛政五年十二月七日、本多彈正大弼忠籌、寛政十年十二月七日、太田備中守資愛、享和元年十二月三日、安藤對馬守信成、享和二年十二月三日、戸田采女正氏教、文化三年十二月五日、土井大炊頭利厚、文政五年十二月三日、水野出羽守忠成、

御留守居御奥の煤納、御年男被仰付候者、寛永十七年十二月二十日、酒井紀伊守忠吉初て被仰付、此忠吉は、酒井備後守忠利次男にて、忠勝少將の弟、當時酒井紀伊守家七千石なり、寛文二年十二月二十六日、本多美作守忠相被仰付、

同十年九月十二日御免、そののち貞享元年十二月二十六日、奥方御規式役杉浦内藏允御留守居被仰付、寶永五年十二月朔日、大久保淡路守教福に御年男被仰付候以來之通之由、

千秋萬歲
名稱

○按ズルニ、年男ノ事ハ、節分篇、歲暮篇ニモ散見セリ、宜シク參看スベシ、
〔書言字考節用集四人倫〕萬歲正曰千壽萬歲、今按、

〔倭訓栞中編十二〕せんずまんざい、千秋萬歲の義、正月禁中に大黒まゐる也、踏歌を釋日本紀に

萬歲樂也といへる是也、唐禮樂志に、皇帝受群臣朝賀云々、臣等謹上千秋萬歲壽と見ゆ、

〔古今著聞集十六興言利口〕知足院殿大とのとておはしましける、侍を御かんど有けるには、千秋萬歲をもちてはやさせて、其侍をまはせられけり、さる御かんだうやはあるべき、

〔續古事談五諸道〕大饗ノ鷹飼ハ中門ヲトホリテ、幔門ノ本ニテタカハスウルナリ、ソレニ東三條ハ中門ヨリ幔門ノモトマデハルカニトホシ、下毛野公久トイフタカカ、西ノ中門ヨリタカモスエデアユミ入タリケルヲ、上達部ノ座ヨリアラハニミエケルニ、錦ノボウシキタルモノ、手ヲムナシクシテアユミキケレバ、人々千秋萬歲ノイルハ、何事ゾトワラヒケリ、ソノチ中門ノトニテタカヲスエテエル也、